

カナダにおける企業会計不正の実例とその影響

松 脇 昌 美

2008 年以降、幾度となく世界的な規模で金融システムが危機的状況に陥った要因の 1 つとして企業が起こした会計不正があげられる。さまざまな国が協力して金融市場の安定、その要素の 1 つとして企業会計監査の強化を進める中にあって、カナダは独自性を重んじるこれまでの姿勢を維持し、少し傍観者の立場にある印象を受ける。それは、カナダが自国の金融および会計監査システムの健全さに確固たる自信を持っているからである。しかしながら、2002 年、2003 年、そして 2012 年にカナダにおいて発覚した粉飾決算は、カナダにおける企業会計不正は規模も小さく、カナダ経済に与える影響も小さいというカナダの会計関係者の主張に社会が疑問を抱くのには十分な内容であった。さらにはカナダ経済を支える存在である中小規模の企業の会計不正の有無や、会計不正が行われた場合にカナダ経済に与える影響の度合いに対する興味を駆り立てるものでもある。

カナダの企業が起こした会計不正を洗い出し、カナダが採用する主張やスタンスが現在において適切なのか、また現在は適切な主張でも将来にわたり受け入れられる可能性はあるのかなどについて改めて考えてみる。

キーワード：会計不正およびその影響、中小規模の企業、カナダ特有の環境、金融システム

はじめに

I カナダが採用するスタンス

II カナダにおける企業会計不正

III カナダ固有の環境で生じる企業会計不正

おわりに

はじめに

特に 2008 年から 2009 年にかけて世界的な金融システムの危機を経験したさまざまな国の政策当局、規制当局、基準設定者、その他の関係者たちは、2012 年 6 月、システミックなリスクを減らし、金融市場の安定を促進するために金融システムの変更が必要であるという意見で一致に至った¹。会計および監査に絡んだ具体的な内容としては、監査品質を改良し、さらに充実させることが主張された。上記の期間に発生した金融システムの危機に対する監査人の責任

¹ CICA, “Enhancing Audit Quality :Canadian Perspectives—Initiative Overview” 2012.pp5-6.

は特に追及されることはなかったが、将来的に何らかの影響を及ぼす可能性を鑑み、監査や監査人の役割について、以下のようなさまざまな懸念事項があげられた。

- ・「適性」監査意見を受けた銀行や企業が数か月以内に倒産するのは不可解ではないか
- ・監査済み財務諸表と監査人報告書において事前に何らかの警告を出すべきではないか
- ・そもそも、現在作成されている財務諸表は信用できるか
- ・差し迫ったリスクの警告を出さないなら、監査を行う意味があるのか

銀行や企業が「適性」監査意見を受けた後ただちに倒産したとしても、その結果は必ずしも監査プロセスが不十分であったことを意味しない。けれども、監査プロセスが企業が抱えている問題を発見し、そのような情報の提供をしなかったという事実は、監査が社会（特に金融）システムの中でどれぐらい有益であるかを一般の人々に疑わせるのに十分である。

金融システムにおける弱点を克服し、銀行や企業に健全な財務報告を行わせるためには、監査人を含めすべての関係者が各自で担うべき役割について理解し十分に果たすことで生まれる（または高まる）総合力の活用が不可欠である。そのため、監査品質への影響も含め、国際的な監査プロセスの変更という結果になる可能性のある、いくつかの世界的な取り組みが現在も進行中である。金融システムへの信頼の再構築を掲げた現在進行中の主要な取り組みは以下のとおりである²。

- ・欧州委員会による「上場企業等の法定監査に関する特定規則案」の公表³
- ・監査済み財務諸表に関する報告のフォームと内容、監査人の独立性の強化、客観性と専門家懐疑心主義の充実、に関する PCAOB によるコンセプトリリースの公表
- ・効果的な会社スチュワードシップに関する英国財務報告評議会による提案
- ・監査人報告書を強化する IAASB プロジェクト

先進国でさまざまな話し合いが行われている現在も、後述する 2011 年のスタンスを維持し、カナダは積極的に改革を行うという立場を採っていない。それは、カナダの金融システムは安定しており信頼のおける状態にあるためだと説明される。また、カナダの企業会計不正を扱った多くの論文において幾度も目にする機会がある主張、すなわち、カナダ経済を支える企業の 95% が資本 5 千万ドル以下の中小規模の企業（以下、SMEs）であり、国際的に影響をもたらすような企業会計不正は発生しないという主張が繰り返し使われている。そして、カナダの会計関係者は、カナダの独自性を踏まえた自国のニーズに最大限に応え得る会計および監査シス

² CICA, “Enhancing Audit Quality :Canadian Perspectives—Initiative Overview” 2012.p10

³ 欧州委員会は、2011 年 11 月 30 日に二つの監査制度改革案—“法定監査指示書改正案および上場企業等の法定監査に関する特定規則案”を公表した。この二つの監査制度改革案の趣旨は、プレス・リリースによれば、2008 年の金融危機が一部の金融機関の危機以前、危機の間あるいは危機以後の財務的健全性に内在する重大な欠陥(the serious intrinsic weaknesses)があったにもかかわらず、監査が「無限定意見」を表明していたという欧州の監査システムの重大な欠点を顕在化させ、また、各国の監督当局による検査も監査の質について批判したため、監査の役割を明瞭にし、監査セクターに関する厳格なルールの導入することによってこの状況を改善させること、および、EU 加盟国における法定監査サービスの単一マーケットを創成することにある。

テム改革に日々取り組んでいると胸を張る。

しかし、2002 年、2003 年そして 2012 年にカナダにおいて発覚した粉飾決算は、カナダにおける企業会計不正は規模も小さく影響度も少ない、というカナダの会計関係者の主張に社会が疑問を抱くのには十分な内容であった。さらには、カナダ経済を支える存在である SMEs の会計不正の有無や、会計不正が行われた場合の影響の度合いに対する興味を駆り立てるものでもあった。

本稿では、カナダで発生した会計不正を洗い出し、その性質、傾向、社会への影響などを調査したうえで、カナダが採用する主張やスタンスが現在において適切なのか、また現在は適切な主張でも将来にわたり受け入れられる可能性があるのかなどについて改めて考えてみたい。

I. カナダが採用するスタンス

カナダは、他の国と異なり、監査プロセスの変更を余儀なくされるような銀行の倒産や金融システムの機能低下を経験しなかった。カナダによると、これは多くの要因に帰する⁴。たとえば、

- ・適正な金融規制の存在、その規制に従った堅実な銀行業務と証券業務の運用
- ・よく整備された企業コーポレート・ガバナンスの構築
- ・高品質かつ国際的な経理の実施と標準的な監査の実施
- ・監査チェック体制、専門資格条件、継続的教育要件、倫理規定を含めた監査人のための強固な規制上のメカニズムの構築
- ・監査人が一般に行う品質監査の健全性の維持

カナダは、金融システムが安定しているため、世界的に良い評価を得ている。また、カナダ公共会計責任委員会（Canadian Public Accountability Board : CPAB）⁵やカナダ勅許会計士協会（Canadian Institute of Chartered Accountants : CICA）⁶の中から選ばれたカナダ代表が、政策や基準あるいは最善の実務を設定する多くの国際機関にかかわっている。国際的なテーブルで行うカナダの発言は、カナダ金融システムの良い評価と幅広い人脈構築を踏まえ、重みを増している。

もちろん、カナダにおいても、推定ではあるが年間 32 億ドルもの金額が企業による会計不

⁴ CICA, “Enhancing Audit Quality :Canadian Perspectives—Frequently Asked Question” 2012

⁵ カナダの公共会計責任委員会（CPAB）は一般投資家の利害関係を守り、監査規制を通して株主に価値を届けることを専門に行なっているカナダの監査規制当局である。CPAB はその全国点検プログラムを通してカナダの株式公開会社の監査人を規制する。CPAB は、高品質かつ独立した監査を促進する。CPAB はカナダの資本市場を支援するため、財務報告の完全性と社会的な信用に寄与している。

⁶ 公認会計士（CAs）は国際的に認められた専門家である。誠実性、専門的知識と国際的に認識された資格標準を通して、81,000 名以上の CAs はカナダだけでなく、世界的に影響のある指導者としての地位を維持している。すべての規模の組織にとって信頼できるビジネスアドバイザーとして CAs は、カナダのビジネスに対する信頼の促進と、カナダの資本市場と経済の健全性と持続可能性に寄与している。

正により失われている⁷。また金融システムが安定しているとはいえ、カナダがアメリカ合衆国、EU 諸国、そして英国で起きている金融システム改革、その一環に含まれる監査システム改革による影響を避けることは不可能である。少なくない数のカナダ企業がグローバルに活動しており、カナダの監査プロセスと監査品質が国際的に統一され、比較可能であることはそのような企業にとって重要だからである。また、有価証券規制、会計原則、監査基準、倫理規定、監査監督とコーポレート・ガバナンス実務などの財務報告システムの主軸も、現在では国際的に密接にリンクしている。カナダの主要貿易国である他の国の間で制定された監査の変更は、上場あるいは非上場、営利あるいは非営利、公的あるいは民間にかかわらず、すべてのカナダ企業に影響を与えるだろう。カナダ企業に影響があるということは、敷衍して、カナダの投資家、さらにはカナダの資本市場の健全かつスムーズな運営に影響を与えるということでもある。

2011 年 12 月に CPAB によって行なわれた監査品質シンポジウムで、カナダは、各国の動きを踏まえながらも、カナダ独自の戦略を展開していくことが重要であるという結論に達している⁸。そのため、世界的な変更の流れを理解し、カナダが担うべき内外を問わない重要な役割を引き続き担い、カナダの明確な見解を世界に向けて発信できるよう、CPAB と CICA は研究ならびに協議のプロセスに着手した。

協議プロセスには主要な 3 つの目的がある⁹。

- ・他国で進められている改革をうけて、カナダにおいてどのような対応を考慮すべきか、カナダの基準設定者、規制当局とその他の関係者全員で必要な情報を共有する
- ・監査品質の改良についての国際的な議論の場に参加しているカナダの代表者が、明確なカナダの意見を主張できるようにする
- ・将来に向けて、カナダにおける監査品質の改良を支える適切な道筋を確立するため、継続して研究、討論、指導を行う

このようなプロセスを経るためには、広範囲にわたるさまざまな利害関係者の関与・協力が必要とする。必要な調整と方向性を提供するために、監査品質を改良するための運営グループが、銀行業務、証券業務と監査規制当局、機関投資家、監査委員会の委員長と AASOC の代表者で 2011 年に設立された。運営グループは、監査委員会、監査人報告書、監査人独立性を鍵として 3 つの作業部会を立ち上げ、作業部会から意見や方向性の提供を受ける。運営グループ自体は、公共の利益に資する透明なプロセスを保証する責任を持つ。そして CICA は、世界中で提案され討論されている対応の考慮すべき局面に対処する 3 つの作業部会を支援するために専門知識と必要資金を提供する。作業部会は監査委員会、会計基準、監査基準そして保証基準それぞれの設定者、監査人、機関投資家と証券取引審査委員会、財務諸表作成者、CPAB と CICA の代表者で構成されている。

3 つの作業部会により検討されている分野は次の通りである。

⁷ The Certified General Accountants Association of Caanada. “Does Canada Have a Problem with Occupational Fraud?” 2011.

⁸ CICA, “Enhancing Audit Quality :Canadian Perspectives—Frequently Asked Question” 2012.p1.

⁹ CICA, “Enhancing Audit Quality :Canadian Perspectives—Frequently Asked Question” 2012.p1.

- ・ 監査委員会作業グループの役割
 - 監査委員会、経営者、監査人、監査監督者、規制当局と株主の間の報告強化
 - 監査委員会と監査人による専門的懐疑心の適用の強化や促進
- ・ 監査人報告書作業部グループの役割
 - 監査人報告書の情報価値の強化
 - MD & A、四半期財務諸表、その他の情報に監査人によるアシュアランス（保証）の範囲の拡大
- ・ 監査人独立性作業グループの役割
 - 独立性、客観性、専門家懐疑心、会計事務所における監査品質の改善に資するために、監査人の任命、ローテーション、提供するサービスに関するオプションの充実

II. カナダにおける企業会計不正

一般的に、企業が起こす会計不正は大きく分けて「意図的な不正」と「意図的に行われたのではない不正」に分類される。「意図的に行われる」と定義される前者は、その性質上、経営層の意思でもってあるいは経営層を巻き込んで行われるため、卑劣さの度合いと影響度が比例する（例えば、従業員が不認可の取引を行った上に損失を出したことを経営者が隠蔽すること）。反対に、不正を行う意図はなかったと認識される後者は、経営層による杜撰な経営の結果（例えば、正確かつタイムリーに規制されている情報公開を怠ること）などが考えられる。それらは、浅はかな判断や単なる間違いを原因とする。

どちらにしろ、企業会計不正は、企業組織、その経営層、さらには従業員個人に、規制上の罰、刑法上の起訴、集団訴訟、マーケットシェアの喪失、評価の低下などをもたらすものである。このように、公に何らかの諫めが課せられる企業会計不正がなぜ企業にとって問題となるのか、次の3つに集約されると考えられる¹⁰。

- ・ 法律上の問題・・・法規制が遵守されない。特に、環境問題、企業の健全性と安全性、マネーロンダリング、海外企業買収実務違反、有価証券法違反などの違反が個人または団体を問わず重要な影響をもたらす
- ・ 運営上の問題・・・内部統制が機能していない。組織は、従業員、役員、取締役、さらには外部アドバイザーやその他の協力者と、組織内という限られた範囲の意思を統制し管理する方針と手続きを適切に設定する。たとえば、企業は、経営者によって確立され、取締役会によって承認された組織独自の倫理フレームワークの規則を設定し、その遵守を促すことで企業価値を高め、企業の継続運営につなげていく。企業が行う不正は、組織内の意思統制の不徹底や非倫理的な意思統制の浸透、職場方針違反などから生ずるため、経営者にとって、会社の内部統制環境を充実させることは常に最重要課題である。つまり、内部統制が適切に機

¹⁰ CICA, “20 Questions Directors Should Ask about Responding to Allegations of Corporate Wrongdoing” 2009,p5.

能していないということは、組織自体の機能不能が危ぶまれる不完全な状態にあるといえる

- ・判断と倫理上の問題・・・組織の権威的な立場の人たちが杜撰かつ非倫理的な判断を日常的に下すこと。いうまでもなく、その判断や意見は組織全体の意思として周囲には受け止められる

このような問題点が放置されたために企業が会計不正を起こし、世界的に稀に見る多額な損失の発生につながった具体的な事例には以下のものがある¹¹。

- ・財務上の損失 (Financial Loss)

- Société Générale...フランスの大手金融機関。2008 年、所属ディーラーによる不正取引でおよそ 72 億ドルの損失が発生。サブプライムローン問題の余波もあり、損失があまりにも巨額となったため、米国のモルガン・スタンレーなどから増資を受けた

- Parmalat...イタリアの食品会社。2003 年、社内の不正経理（海外法人が発行した債券をグループ企業間で転がす一種の「飛ばし」）により 140 億ドルの損失が発生

- Adelphia...アメリカのケーブルテレビ会社。2002 年、創設者による横領で 1 億ドルの損失

- ・修正報告による損失 (Restatements)

- Kidder Peabody...アメリカの投資銀行。1995 年、所属トレーダーが 3 億ドルの架空利益計上

- Nortel...後述

- Xerox...アメリカの印刷機器製造販売会社。2002 年、誤解を生じさせるような財務諸表の作成（1997 年～2000 年）を行っているとして SEC より忠告を受ける。最終的に罰金や利息として 6 億 7 千万円支払う結果になった

- ・刑事処分 (Legal Penalties)

- ・企業倒産 (Corporate Failure)

- Barings Bank...イギリスの銀行。所属トレーダーによる投機的取引により、11.4 億ドル（銀行の利用可能取引資本の 2 倍）の損失が原因で、破産宣告を行った

- Enron...アメリカの総合エネルギー取引企業。簿外取引を含め総合的な不正行為の結果、倒産

- Adelphia and others...アメリカのケーブルテレビ会社。簿外負債 23 億ドルを明らかにした後、2002 年に破産を宣言した

- Worldcom...アメリカの大手電気通信事業者。410 億ドルの負債を抱え、2002 年破産宣告

- Bre-X and YBM...後述

- ・顧客からの信頼喪失と評判の低下 (Erosion of Customer Trust and Reputational Damage)

カナダに特化して見れば、上記のような多額な損失をもたらした企業会計不正として、次の 3 件があげられる。

¹¹ CICA, “20 Questions Directors Should Ask about Responding to Allegations of Corporate Wrongdoing” 2009,p6.pp6-7.

- 1) 1997 年 Bre-X Minerals Ltd (倒産)¹²
- 2) 2002 年 YBM (倒産)¹³
- 3) 2003 年 Nortel (修正報告)¹⁴

これから、この 3 件の詳細を紹介するとともに、3 件以外にカナダで生じた以下の実例を紹介したい。

- 4) 2011 年 Sino-Forest Corporation¹⁵
- 5) 上記以外で、カナダにおいて直近の 10 年間に生じた比較的損失が少額な会計不正¹⁶

1) Bre-X Minerals Ltd

鉱業界はカナダの主たる証券取引所にとって極めて重要な位置付けとなっており、トロント証券取引所において調達される鉱山関係資金は、世界中の証券取引市場が調達した資金総額の 3 分の 1 以上の割合を占めるといわれている。また、鉱山会社はトロント証券取引所主要銘柄 300 種 index の 25% の取引額を占める。このように、鉱山会社絡みの取引を多く、そしてグローバルに抱えるカナダでは、鉱業に関するさまざまな基準を迅速かつ適時に設定し強化する。そのきっかけとなったのが、鉱山関係の詐欺事件では最大級の事件のひとつに挙げられる Bre-X Minerals Ltd. 事件である。

1993 年、フィリピン人鉱山技師のマイケル・デグスマン (Michael de Guzman)、オランダ人鉱山技師ジョン・ヘルダーホフ (John Felderhof)、他 2 名から、ボルネオのインドネシア領東カリマンタン州にあるブサン (Busan) が金鉱床であり、金鉱脈発掘のための資金提供の依頼を受けたカナダ人実業家デビッド・ウォルシュ (David Walsh) は、Bre-X Minerals Ltd. を設立し、直ちにカルガリー証券取引所に上場した (96 年にはトロント証券取引所にも上場)。実際には、この金鉱脈の話は 4 人のでっち上げであり、ウォルシュはでっち上げの話ということを知らなかった。

デグスマンは「塩撒き (salting)」という手法で検査所に送るサンプルにゴールドを混ぜたため、「ブサンからゴールドが発掘される」という嘘の情報が伝達され、Bre-X Minerals Ltd. の株価は暴騰した。デグスマンは、ブサンにはおよそ 6 千トンの金が埋蔵していると発表していた (全世界の年回の生産量が当時 2 千トン)。

その後、Bre-X Minerals Ltd. は、資金と人材不足から、J.P.Morgan 社と金融面でのアドバイザー契約を結び、さらに銅産業の巨人 Free-port McMoRan Copper & Gold 社とパートナー契約を結んだ。これはボルネオ島から金が採掘されると信じたインドネシア政府からの有形無

¹² SAMRO. “BRE-X: Inside The \$6 Billion Gold Fraud That Shocked The Mining Industry” 2012.

<http://www.businessinsider.com/bre-x-6-billion-gold-fraud-indonesia-2012-7?op=1#ixzz2rrKPS4WF>

¹³ Pat Huddleston, “How to spot fraud and be a vigilant investor” 2011.

¹⁴ Frank Vinluan, “The Rise and Fall of Nortel: Unwise acquisitions, scandal led to downfall” 2009.

¹⁵ Barrie McKenna, “Sino-Forest case cries out for justice” 2012.

¹⁶ Canadian Foundation for Advancement of Investor Rights, “To A Report on A Decade of Financial Scandal Review of Canadian Financial Scandal: 1999 to 2009” Feb 2011.

形の圧力によるものだといわれている。ところが、Free-port McMoRan Copper & Gold 社の探索チームがブサンで調査した結果、金埋蔵の話がでっち上げだったことが発覚する。

Free-port McMoRan Copper & Gold 社の調査によって発覚するまでに、デグスマンとフェルダホフは持ち株を一部売却し、大金持ちになっていた。発覚後、トロント証券取引所では直ちには Bre-X Minerals Ltd.の株取引停止を発表したが、トロント証券市場史上 2 番目の大商いを記録し、Bre-X Minerals Ltd.の投資家におよそ 60 億ドルの損害を与えた。ケベック州の公的年金ファンドは 7 千万ドルを失ったと言われている。

最終的に、ピーク時に時価総額 5 千 500 億円あった Bre-X Minerals Ltd.は投資家に巨額の損失を与えたまま事実上倒産する。当事者のデグスマンはボルネオ島のジャングル上空でヘリコプターから飛び降り自殺し、フェルダホフはカナダ司法の手のおよばないケイマン島に逃げ、騙されたウォルシュはバハマに移住した 2 年後に心臓発作で亡くなるという結末になっている。

このような会計不正が 2 年間も発覚せず、多大な影響を及ぼすまで拡大したのは、投資家たちが大発見の報に浮かれ、一番基本的なサンプルや分析値の実質的なチェックをしなかったことと、証券アナリストたちも株価の上昇しか念頭に無かったことが、理由であると考えられている。

カナダ証券市場に上場する金属資源探鉱企業への信頼の失墜に伴う株価暴落に、世界景気後退が加わり、探鉱企業の資金調達の困難化が加速する事態になったことを受けて、カナダ証券管理局 (Canadian Securities Administrators, CSA) は、新規則制定のための委員会 (鉱業基準特別調査検討委員会) を発足させた。1998 年情報開示基準(National Instrument 43-101 Standards of Disclosure for Mineral Projects (以下、NI43-101)) 草案を公示し、2001 年から施行された。NI43-101 は、カナダ国内の証券取引所に上場する企業が、保有する鉱物資源プロジェクトに関する技術情報を開示する際に従うべき基準を定めたものであり、次の 3 つから構成されている。

- ・ 鉱物資源プロジェクトの情報開示基準を定めた「National Instrument 43-101 Standards of Disclosure for Mineral Projects (以下、NI43-101)」
- ・ 技術レポートの様式を定めた「Form 43-101F1 Technical Report (以下、43-101F1)」
- ・ NI43-101 の補足説明である「Companion Policy 43-101CP to National Instrument 43-101 Standards of Disclosure for Mineral Projects (以下、43-101CP)」

NI43-101 は、一定の資格¹⁷を有し、独立性のある第三者が、開示された情報について責任を有していることを宣言し、適正性を保証することをうたっている。これは、開示情報の透明性の高さを主張する根拠となっている。

およそ 10 年の施行されたのち行われた検証結果を受けて、CSA は 2009 年に基準改定に取りかかった。改訂版は 2011 年より施行されている。

¹⁷ 有資格者要件は、・ 探鉱、鉱山開発、鉱山操業、プロジェクト評価に最低 5 年の経営を有する、・ 特定の専門家協会に属する、・ 対象プロジェクトや技術プロジェクトに経験を有する、・ 鉱山資源調査または鉱山学に関する学位を有する技術者、である。

2) 2002 年 YBM (倒産)

1998 年当時、YBM Magnex International ,Inc.はトロント証券取引所に上場していた(1997 年、アメリカ証券取引所への上場は否決された)。Coopers & Lybrand ならびに Deloitte & Touche が会計業務を担当していた。トロント証券取引所に対して、YBM はマグネットの製造と販売から何億ドルもの収入を得ていると虚偽の報告をしていた。その虚偽報告を受けて、YBM の株価は、1994 年の 7 月から 1998 年 3 月にかけて 1 株当たり 10 セントから 20.15 ドルまで上昇した。

しかし、1998 年には、米国の証券取引委員会と司法省は、YBM が財務諸表に適性意見を証明してもらうために会計士に 50 万ドルの賄賂を提案したという情報を得ていた。また、YBM は、いわゆるマグネックス事件を起こす。これは、特定の合金からなる永久磁石に関する特許が争われた事件である(USP4,588,439)。YBM は、同合金は「6,000 から 35,000ppm」の酸素含有量を有すると記載していたにもかかわらず、実際には「5,450 から 6,000ppm」の酸素含有量をもつ磁性合金を使用していた。YBM が磁石の物質面の不正な説明を意図的に行った理由として、トロント証券取引所に上場したため株価上昇を目論んでいたと理解されている。FBI は、YBM 本社を家宅捜査し、マグネットの取引に関係しない銀行口座明細書や注文書などを押収した。

YBM はロシアの暴力団が保持していた企業である。その暴力団は企業所有を隠し、YBM を合法的企業と見せかけ、上場できるようペーパーカンパニーのネットワークを準備して、弁護士や会計士に賄賂を払っていた。YBM の株主や潜在投資家が虚偽の収益に興味を持ち株を購入し始めている中で、暴力団は保持していた株を売却し、1840 万ドルの利益を獲得したとされている。

YBM による詐欺を回避あるいは発見することは困難であったとの意見が占めるが、いくつかの糸口を見つけることが出来る。YBM が米国証券取引所に上場できなかったことはその 1 つである。YBM が米国証券市場に上場出来なかった理由は SEC の存在が大きいとされる。カナダでは、SEC に相当する連邦の有価証券規制者は存在せず、各州が自身の有価証券規制機関を保持している。SEC の存在の有無が法執行機関間のコミュニケーションの欠如を産み、不正を引き起こすと考えられる。

YBM のケースでは、YBM が会計士を変更していたことも不正を怪しむ理由の 1 つとなる。また、最終的に、Deloitte & Touche と Coopers & Lybrand 両方が YBM の財務諸表に適性意見を承認することを拒否したことは最終かつ重要な判断基準であった。

3) Nortel

この事件はカナダにおける過去 10 年間で最大の企業による会計不正といわれている。

2004 年 4 月、カナダの通信機器会社 Nortel Networks は、2000 年以降の決算結果について現在再調査をしており、その影響で 2004 年第 1 四半期の決算報告が遅れることも明らかにした。同社は監査委員会を設置し、2000 年以降の決算結果の見直し、特に、未払費用と引当金に関する経営陣の行動を詳しく調べていると公表した。

2004 年 8 月、従業員のおよそ 10%に相当する 3,500 人を解雇する計画（年間およそ 4 億 5 千万ドルから 5 億ドルのコスト削減を見込む）とともに、役員賞与や自己株による報酬を得るために引当金を操作して、会社の収益性が回復したように見せかける行為に関与したとされる役員 7 名解雇したことも明らかにした。加えて、2001～2003 年通期の決算修正を行っていることを公表した。

2005 年 1 月、遅れていた 2003 年度会計年度の決算修正が完了したことを発表した。同社は、不正会計問題により、米国とカナダの会計基準に従って修正作業を進めていた。同年の決算は、2001～2002 年度の決算修正と先ごろ発表された 2003 年決算を反映している。決算修正の結果、2003 年の利益は、7 億 3,200 万ドルから 4 億 3,400 万ドルまで減少する（40%減）。不正の手口は、売上の早期計上（本来繰り越すべき売上高を誤って計上していたため、と釈明）であるが、2002 年の第 4 四半期については、予定外の利益が出たため、1 億 7,500 万ドルの引当金の計上を行って、利益を消す逆粉飾も行ったことが判明している（売上高は 98 億 1 千万ドルと報告されていたが、102 億ドルに修正）。

同時に、12 人の上級幹部が、誤った業績をもとに支給された 2003 年の賞与 860 万ドルを自主的に返還することで合意したことも明らかにした。これら幹部は会計不正に直接関わってはいないと報告された。

2005 年 6 月、同月、会計不正に対して株主が起こした 2 件の集団訴訟において、同社が提案した和解条件に原告側が大筋で合意に達したことを明らかにした。同社は、現金と株式でおよそ 25 億ドルを支払う。提案された和解条件のもと、Nortel 社は原告側に現金で 5 億 7,500 万ドルを支払い、6 億 3 千万の株式（現時点の株価でおよそ 20 億ドル分に相当）を発行する。新たに発行される株式は、同社の総株式数の 14.5%に相当する。株主側が和解案を受け入れた場合には、24 億 7 千万ドル（1 株あたり 57 セント）の経費が 2005 年決算に計上されることになる。

2009 年 1 月、同社は、米連邦破産法 11 条（チャプター11：日本の民事再生法に相当）の適用をデラウェア州の破産裁判所へ申請した。申請当時、総額 38 億ドルの負債をかかえ、1 億 700 万ドルの利払い期日を直近に控えていた。

最終的に、ノーテルの会計不正（2002 年と 2003 年の決算を訂正）で、3 人の元幹部に無罪判決が下った。判決では、引当金水増しは、利益目標を達成するために 20 年にもわたって行われていたが、そのような会計処理を行うという決定は、不正でもなく、ノーテル社の規模からして重要でもなかったとされている。

弁護側は、被告が行った会計上の決定は、その時点では適切であり、監査人である Deloitte & Touche も認めていたと主張している。判決でもその主張がほぼ認められた。しかし、判決では、被告が決算数値を「操作」しようとした点は認めているが、重要な虚偽表示であることは立証されなかったとされている。引当金のうち 80 百万ドルは設定根拠がないとして決算修正で戻し入れられた。しかし、80 百万ドル以外の引当金の利用は通常の営業活動の範囲内であり、財務諸表において適切に開示されている、また重要な金額ではなかったと理解された。

4) Sino-Forest Corporation

2011 年 6 月 1 日、米調査会社の Muddy Waters Research¹⁸が、中国企業である Sino-Forest Corp.の会計不正について発表した。

Sino-Forest Corporation は、トロント証券取引所に上場した 1995 年当初から、資本金およそ 9 億カナダドルを虚偽表示し、さらに粉飾決算を繰り返していた。十数億ドルに達するねずみ講(multibillion-dollar Ponzi scheme)である。2011 年 6 月 1 日付の Sino-Forest Corporation の株価は\$18.64 であったが、Muddy Waters Research の報告の次の日の 6 月 2 日には\$7.33 (−61%) に下落し、20 日後の 6 月 22 日の終値は\$3.06 となり、1 日の株価と比較すると 84% の下落となった(2 日と 3 日の二日間では 71%下落)。時価総額で考えると、6 月 1 日には 45.8 億 US ドル(3,685 億円)だったが、1 ヶ月も経たないうちに 7.5 億 US ドル(605 億円)に減少したことから、株主価値 3,080 億円が失われた計算となる(2 日と 3 日の二日間で時価総額は約 32 億ドル減少)。米格付け会社ムーディー・インベスターズ・サービスは 7 日、Sino-Forest Corporation の発行体格付けの引き下げを示唆した。

Sino-Forest Corporation は、

- ・増資を繰り返し行い、調達した資金を森林資源の買収に当てていた。そして、特定の会社に、実際の価値よりも高い価値で査定させた資源の価値評価を担保としていた
- ・関連会社を多く抱え(British Virgin Island に少なくとも 20 の関連会社が存在)、複雑な取引を繰り返し、外部の者に実態がわからないようにしていた¹⁹(Enron 事件と酷似)
- ・中国の決算方法に熟知していない Ernst & Young のカナダ人スタッフが会計監査を担当していた。また、Sino-Forest Corporation の取締役役に Ernst & Young のパートナーがおり、監査人の独立性が損なわれていた

Sino-Forest Corporation の公表した第 1 四半期の業績で興味深い点は、

- ・Ernst & Young は、第 1 四半期の決算に関する review(監査よりも簡易的なチェック)を実施したが、決算発表日までに完了できなかった。Ernst & Young に対し、Sino-Forest Corporation の経営陣が納得できるバックアップされたデータを提供できなかったことが原因とされる
- ・伐採した後の植林の有無への質問に対し具体的な数字を述べるができなかった
- ・都合の悪い(答えられない)質問を無視し、次の質問への移行が幾度となく繰り返された

5) 上記以外で、カナダにおいて直近の 10 年間に生じた比較的損失が少額な会計不正

①Brost,Sorenson et al.Fraud(不正がなされた期間は 1999 年～2005 年)

¹⁸ Muddy Waters Research は単なる調査会社ではなく、投資活動も行う会社のため、報告書を公表する前に空売りし、公開後、株価が暴落するのを待ってエグジットすることで高いリターンを得ることができる。つまり、利益相反問題がつきまとう。

¹⁹ VAT(付加価値税。日本の消費税に相当)に関する当局の監査やそのリスクを考えると、現行のストラクチャーを採用する経済合理性が説明できない。リスクは増えているのにアップサイドがない。

経営陣による虚偽報告書あるいは誤導するような報告書の公表。高い収益率の見込みと海外向け会社への投資に伴う税制上の恩恵をうたい文句に誘惑されたおよそ 3000 人の投資家の損失は全額で 8 千万ドルから 4 億ドルとされる。

②Earl Jones（不正がなされた期間は 1986 年～2009 年）

オーナーによる企業資金の個人的利用。158 名の年配の投資家の損失は全額で 5 千万ドルと見積もられている。

③Essex（不正がなされた期間は 1994 年～1999 年）

企業投資証明書（Corporate Investment Certificates：CICs）と呼ばれる利息付預金（interest-bearing deposits）の販売による資金収集。初期の購入者の利払いに充てられる拠出金や償還の資金は、CICs への後続の投資家からの資金が充てられた。被害を被った投資家は 143 人おり、損失は全額で 1 千 280 万ドルと見積もられている。

④Farm Mutual（不正期間期間は 2003 年～2007 年）

コンプライアンスは守られていたが、適切な注意を払うことなく FactorCorp Financial の特殊社債を 511 人の投資家に販売し、結果的に不注意による過失を犯したとして取締役が告訴された。2007 年、Farm Mutual を破産に追い込むような破産宣言を FactorCorp は行った。損失は全額で 5 千万ドルである。

⑤Fulcrum（不正がなされた期間は 2004 年～2005 年）

ロンドンの顧問会社である Fulcrum Financial は、オーナー及びパートナーが、私的に開催したセミナーにおいて推奨した有価証券により、オンタリオ州の 87 名の投資家に 340 万ドルの損失をもたらし、2005 年倒産した。損失は全額で 340 万ドルである。

⑥iForum（不正がなされた期間は 2005 年 11 月）

会計、インターネット請求確認、金融サービスを提供する Mount Real Corp.(モントリオールに本拠地)の傘下だった iForum Securities Inc.と iForum Financial Services は、Mount Real Corp.による架空の取引計画の一部として、すでにデフォルトした約束手形をおよそ 1,600 人の投資家に分配した。損失は全額で 1 億 3 千万ドルである。

⑦Andrew Lech（不正がなされた期間は 1999 年から 2003 年 4 月）

Andrew Lech は、所属する教会のコミュニティの人々（南オンタリオとオハイオからの何百という投資家）に 15～20%のリターンを約束し資金を集めたが、投資から得た資金を他の投資家への支払いに充てることを繰り返し、最終的におよそ 1 億ドルを詐欺した。

⑧Manna（不正がなされた期間は 2005～2007 年）

投資クラブ運営会社の Manna（関係者は、Hal McLeod、David Vaughan、Kenneth McMordie、Dianne Rosiek）は、B.C.の 800 人のご年配と投資初心者投資家達に、年 125%のリターンと低いリスク、そして安全な商品であることが約束し、投資を誘導した。投資家は、新しく投資家を勧誘することによって別にマージンを得ることもでき、その中で若干の利益が人道的な理由で慈善に寄付されることが約束されるなど巧妙な手口を用いていた。さらに投資家は、投資秘密を守るために秘密保持契約に署名するようにも求められた。損失は全額で 1 千 600 万ドルである。

⑨Norbourg（不正がなされた期間は 2000～2005 年）

モントリオールに本拠地がある信託会社と投資信託のディーラーである Norbourg Financial Group Norbourg は、2005 年、1 億 1,500 万ドルを個人的利益のために会社の創設者 Vincent Lacroix の口座に移動されていた。ケベック州で 9,200 人いたとされる投資家の損失は、全額で 1 億 1 千 500 万ドルである。

⑩Norshield（不正がなされた期間は、少なくとも 2004 年と 2005 年の間）

モントリオール中心に活動していたヘッジファンドの Norshield principals は、集めた資金の 2 億 1 千 500 万ドル以上を関連会社に送金していた。後に、資産が甚だしく過大評価されていたという理由で、投資家に償還するために十分な資金を持っていないことを明らかにした。およそ 2,000 人の投資家の損失は全額で 1 億 5,900 万ドルである。

⑪Portus（不正がなされた期間は、2003 年 1 月ごろから 2005 年 8 月の間）

Portus Alternative Asset Management は、投資家に資金の偽の運用先を伝えており、また、償還金に充てるため、投資に使用された金額を明確にしていなかった。Portus Alternative Asset Management は、投資家資金の横領が原因で 2005 年に破たんした。投資家の資金は Portus Alternative Asset Management グループの資金調達と、経営者の個人的使用に使われた。26,000 人以上の投資家に与えた損失は全額で 7 億 9 千 390 万ドルである。

⑫Weizhen Tang（不正がなされた期間は 2006～2009 年）

Weizhen Tang Corp.は無許可で、主としてトロントの中国カナダコミュニティに投資サービスを提供しており、クライアント 200 人から 6 千万ドル以上を詐取したポンジー・スキームを行っていたとされる。投資家 200 人の損失は全額で 6 千万ドルである。

⑬Ian Thow（不正がなされた期間は 2003～2005 年）

Victoria-based office of Berkshire Investment Group, once part of AIC Ltd. の前副社長であった Ian Thow は、投資家からの出資金を、贅沢なライフスタイルと、ある投資家の資金を他の投資家への支払いに充てるために使用してきた。被害者の多くが年配であり、安全で、利回りが良い投資信託であると口約束だけで契約し、安全性や高利回りを証拠づけるために資料は提供されていなかった。多数の BC と AB の投資家が被った損失は、全額で 3 千 200 万ドルである。

⑭Triglobal（不正がなされた期間は 1997～2007 年）

モントリオールに本拠地がある投資信託ディーラーの Triglobal は、無許可で、域外の企業に対する証券を個人投資家に販売した。この資金は、ポンジー・スキームを操作していた Triglobal の経営者によって横領された。250 人の投資家が被った損失は、全額で 8 千 630 万ドルである。

⑮Vantage（不正がなされた期間は 1998 年）

バンクーバーに本拠地を持つファンドブローカー兼ディーラーの Vantage Securities Inc は、誤った企業運営と財務管理の結果、重大な資本不足に陥り、最終的には経営陣全体の辞表という最悪な結果になった。管財人が 1998 年に任命されていて、そして 180 万ドルの資金不足を摘発した。3,400 人の投資家が被った損失全額は 180 万ドルである。

これまでのところを整理してみよう。

Bre-X Minerals Ltd.事件は典型的な金融スキャンダルである。金の埋蔵量の嘘の情報が伝達されたことで、Bre-X Minerals Ltd.の株価は暴騰し、最大級の鉱山関係の詐欺事件となった。この詐欺事件によるその後の影響は、会計分野も含むあらゆる分野においてとても大きく、カナダは国家の威信をかけて信頼性の確立と維持に取り組んでいる。

YBM は、磁石の物質面の不正な説明を意図的に行ったことに加え、虚偽の財務諸表作成を意図的に行っていたとされる。その理由として有価証券の販売促進が挙げられている。

Nortel による会計不正はカナダにおける過去 10 年間で最大の財務不祥事となった。2004 年の従業員のおよそ 10%に相当する 3500 人を解雇する計画（年間およそ 4 億 5 千万ドルから 5 億ドルのコスト削減を見込む）とともに、役員賞与や自己株による報酬を得るために引当金を操作して、会社の収益性が回復したように見せかける行為が行われていた。この行為により決算修正を余儀なくされている。

Sino-Forest Corporation は、トロント証券取引所に上場した 1995 年当初から資本金の金額を虚偽表示し、粉飾決算を繰り返していたとされる。

上記以外は、株主からの出資金絡みの資金調達もしくは運用に関する詐欺行為であり、全体的に少額の金融スキャンダルが中心であることが分かる。

以上のことを踏まえると、

- ・カナダの金融システムは安定しており信頼のおける状態にあるため
- ・カナダ経済を支える企業の 95%が資本 5 千万ドル以下の SMEs であり、国際的に影響をもたらすような企業会計不正は発生しない

とのカナダの説明は確かに的はずれではないといえる。しかし、金額的には影響は少ないとしても、詐欺や横領が考えていた以上にカナダにおいて生じていることが分かった。

Ⅲ. カナダ固有の環境で生じる企業会計不正

本稿の第Ⅱ節でまとめたように、カナダ全体から見たら、カナダにおいて企業会計不正の影響は急ぎかつ全面的な対応を要する状況にはない。しかし、カナダの経済界は、既述したように従業員 500 人以下の企業が起こした会計不正により毎年 32 億ドルを失っているとされる。また、資産や収益の過大表示または過少表示などの意図的な不正や情報収集能力の低さなどから、従業員の倫理観の低下、会社価値の喪失、企業評価の低下、ビジネス関係へのダメージ、クライアントの信頼の喪失など会計数値で情報公開されない財務的損失に含まれない金額の存在を考えると、財務的損失は考えている以上に多額である可能性がある。さらに、由々しきことだが、近年、会計不正や違反に対する職場における意識の改善や、不正や違反の発覚が情報メディアを通じて公表された場合に被るダメージの強さにもかかわらず、SMEs の経営者による不正や違反の増加が著しい。SMEs の経営者を、デメリットを享受してまでも不正に駆り立てる原因は、企業の成長の鈍化や借金返済にあるとされる。

本稿第Ⅱ節では、大企業及び SMEs が関わった不正の事例を述べた。本節では、第Ⅱ節を踏まえて、カナダ特有といわれる SMEs 中心の環境において生じる不正の固有の機会について検討する。主要なビジネス基盤を確立し、カナダ経済を支えている SMEs において行われる不正の内容、その経済的影響、如何に摘発あるいは防止すべきかなどを理解し、これまでのカナダの経験と今後採りうるかもしれない行動を系統づけて考えることで、その知見から何らかの示唆が出来ればと考える。

(1) カナダの SMEs を取り巻く環境

カナダの SMEs はおよそ 115 万社存在し、カナダの企業のおよそ 98% を占める。その業種は建設、宿泊施設、農業、林業、医療など多岐にわたり、国民の生活に深く密着している。そのため、SMEs はカナダの労働力に寄与するだけでなく、カナダ市場のみで求められる特殊なニーズを満たす独自のビジネス力を保持し、大規模企業では培うことのできない信頼に基づいた利害関係を構築し、地域共同体のバックボーンとして重大な役割を担う存在になっている。SMEs の数と SMEs が生み出す労働力はカナダ独自の環境の最たるものであるといえよう。

しかしながら、カナダ経済界においてまたカナダの各地域共同体において、重要な役割を担っていると自他共に認めているにもかかわらず、SMEs はその規模による競争力の弱さと、競争力の弱さによる影響が如実に低い売上高となって表れることに、常に苦しめられている。中小規模であるが故に証券市場への上場も難しく、集められる資本金の金額が限定され、大企業に飛躍できるような企業価値の向上になかなか結びつかず、売上の増加につながらないという悪循環の連鎖から抜け出せないでいる。

このような状況にある SMEs は以下のような理由で大規模企業より不正に走る土壌を有しているといえよう。

- ・売上増加につなげたい、売上増加のように見せかけたいというインセンティブが働くため
- ・SMEs のほとんどが非上場であり、厳格な財務健全性が要求されないため
- ・SMEs は利益率や生産数の問題から大規模企業が参入しない業界に広く存在しており、結果として大規模企業よりも SMEs が手を染める詐欺は多種多様になるため
- ・2008 年から 2011 年にわたる世界的な緊急財政やビジネスの停滞が先進国の経済の成長を鈍化させたため

(2) カナダの SMEs による会計不正

SMEs による会計不正はさまざま見られるが、在庫あるいは資産の横領、現金の横領、専有情報や知財の盗難、資産や収益の過大表示または過小表示、雇用資格のゆがめられた説明、内外書類のゆがめられた説明などが代表的であり、実際に行われる頻度が高い。

このような会計不正により SMEs が受ける財務上の損失は大きくはない。たとえば、2010 年において、SMEs の過半数 (55%) が被った会計不正による財務上の損失は 1,000 ドル以下、26% の SMEs の損失は 1,000 ドルから 5,000 ドルの間であり、200,000 ドルを超える会計不正

を被った SMEs は 1 % 以下とされる²⁰。むしろ、何よりも、他社とのビジネス関係の解消、評価の低下、企業価値の損失、世間一般からまたはクライアントからの信頼の失墜などネガティブな印象を残してしまうことが問題である。さらには、ほとんどの SMEs が会計不正によるリスクと影響は小さく、会計不正によるリスクに対する備え（定期検査など）をしていない、また会計不正の防止・摘発のための企業内部における意識改善やシステムの改良の必要性を考慮していないことも由々しき事態である。

このような SMEs による会計不正を、CGA-カナダ²¹は客観的な指標を用いてさまざまな方法で分析している。CGA-カナダは、財務的損失の内容とビジネスに対するそれによる具体的あるいは具体的に目で見ることの出来ない悪影響を客観的に理解し、情報公開するために分析を行っている。

たとえば、SMEs を、大規模および中規模の SMEs（20 名から 499 名の従業員を雇用）と中規模および小規模の SMEs（5 名から 19 名人の従業員を雇用している）の 2 つのカテゴリに分類する手法で分析している。分類することで、会社の規模、産業所属（industry affiliation）、地理的な場所そして業務が良い循環に入るまでの日数などの違いから、様々な属性が判明するメリットがある。前者の SMEs は、上場を視野に入れている企業も含んでおり、不正から被るデメリットが大きいことから会計不正防止策を講じる割合が高い。ここから会計不正防止の実施企業という属性を追加し、分析を進めていく。具体的な会計不正防止策として、従業員行為規則を保持していること、それを実際に使用していること、事務的な仕事あるいは任務をローテーション化し、会社資産を安全に保つための予防措置を保持していることなどがあげられる。

また、従業員の倫理的成熟度や企業ヒエラルキーの成熟度から分析する手法もある。会計不正を実際に経験した SMEs の大多数（およそ 60%）は、従業員の倫理観の欠如が不正に直結するリスクであると理解している。従業員の倫理観が会計不正を生じさせる、または会計不正の規模に影響することを SMEs が理解しているか否かが、SMEs における会計不正への早期および事前対応への格差を生じさせる。そして企業を、(i) 会計不正が繰り返される環境になり、抜け出すことが容易でない、(ii) 成長を止めてしまう、との状態に陥らせる。

²⁰ Does Canada Have a Problem with Occupational Fraud? CGA-Canada, 2011.

²¹ CGA は、会計並びに財務管理が求められている産業、商業、金融、政府機関、公共会計業務に従事し、カナダの国内外において指導者の役割を果たすことを期待されている会計専門家である。CGA は、個人事業主から大企業に至るあらゆる規模の企業に、会計、財務管理、税務、監査、財務、情報システム、ビジネス・コンサルティングなど様々なサービスやアドバイスを提供している。CGA は各州 CGA-Canada によりその資格が認可され、その上で各州の条項に沿った実務内容を行うことが許可される。1908 年にカナダ太平洋鉄道の経理補助者により、会計士が専門家としての技術を高めることを支援するために設立された CGA-Canada は、カナダ国内外問わず CGA の代表者として、専門家としての教育基準や指針の確立、公共の利益の観点からのサービスの提供、CGA の存在価値を高めていくための「専門家としての教育プログラム」の促進、他の会計職業専門家団体との協力関係を通じた国内外を問わない会計基準の設定、を通じて、CGA や一般大衆の利益を高めることである。

また、地域格差の分析も必要不可欠である、SMEsの会計不正は地域格差が目立つことも分かっている。たとえばケベック州における不正の発覚はブリティッシュ・コロンビア州の2倍以下とされる。その理由が先進州とそうでない州の違いなのか、倫理教育の充実の差なのかなど分析が必要である。

(3) 分析から得られた4つの分析

CGA-カナダは、さまざまな分析から得られた4つの見解を公表している。

第一に、繰り返しになるが、SMEsが会計不正問題に高い関心を払う傾向にないことがあげられる。理由は、実際に会計不正を経験していないことが大きな理由である。経験しないに越したことはないが、会計不正を経験することにより、大幅に会計不正に対する対応が変化することも指摘している。

二つ目に、会計不正により被る財務的損失の金額がSMEsにとって重要な問題とならないことである。しかし、重要性をさらに深く掘り下げることで、財務上の損失と報告されない金額にSMEsに大きく影響する要素が含まれる可能性は残している。先述したが、利益や売上の過少報告などの意図的な会計不正や情報収集能力の低さなどから、従業員の倫理観の低下、企業価値の喪失、企業評価の低下、ビジネス関係へのダメージ、クライアントの信頼の喪失など数量化された財務上の損失に含まれない金額は、事業拡大を目指しているSMEsの成長に多大に影響を与える可能性を否定できない。

三つめは、SMEsが自ら起こした会計不正により財務上や対外的な悪影響を受けるというよりも、SMEsの会計不正によりカナダ経済界や所属する業界が多大な影響を受けるか否かが考慮される状況にあることである。このような状況は、SMEsに会計不正に対する自戒の念を抱かせないであろう。SMEsへの全体的な影響がその焦点となるべきである。

最後は、地域格差など、未だ考慮されていない、会計不正問題を解消するための余地が広く存在することである。例えば、地域格差はオンタリオ州やアルバータ州などと比べ、ケベック州では明らかに企業不正が行われないことが分かっているが、その理由を突き止めるには至っていない。

このような分析結果を踏まえ、CGA-カナダは、SMEsによる会計不正問題に日々対応するにはまだまだ改良の余地が多くあるが、どちらかという不正防止策よりも疎かにされる傾向がある不正発見の頻度と精度を高めることであろうとしている。会計不正が発覚した企業は、そののち自主的に会計不正防止に力を入れる傾向にあることが明らかになっており、早期の会計不正発見が二重の効果を生むことが判明したからである。また、代表的な会計不正防止策とされる「明確かつ画一的な会計手続きの利用」や「頻繁な財務レビューとリコンシレーション(突合せ)」を、今の段階ですべてのSMEsが実施するのは困難であることも大きい。

調査を踏まえてCGA-カナダは、SMEsに適した会計不正防止策、会計不正発見、そして会計不正に対応する会社の能力の間のバランスをとることで、カナダのSMEs独自の会計不正問題に対応する新たなシステムを構築できるのではと期待している。それは、カナダ会計において幾度となく採用されている考え方であり、特別な手法を新たに取り入れるのではなく、SMEs

の現状能力を鑑み、現在する中で基本的で確実に利用可能な手法から実施していこうというものである。SMEs 対応の具体策としては、会計不正が生じた場合、問題の適切な範囲を認識し、特殊な部分に焦点をあて、不正な行動についての情報を収集する、会計不正が SMEs に多大な悪影響を及ぼすか、どの程度の注意喚起を行うべきかを考慮する、などが挙げられる。最後に、このような SMEs 対応の新たなシステム構築を目指す場合、最も重要なことは、SMEs が会計不正問題に対する明確な意識を持ち、自覚を持って行動するということである。

おわりに

カナダで発表された様々な論文、文章、記事において幾度となく述べられているように、カナダにおいては他国のような企業会計不正による影響は少ないと理解できた。現在、カナダが採用している 2011 年のスタンスは適切であるといえるだろう。しかし、カナダ経済界を支える SMEs が、特有の環境にあるとはいえ、企業会計不正にあまり関心をもたず、何らかの手立てを講じない傾向にあることには、納得のいくものであると同時に非常に驚くことであった。カナダ経済界に対してこれまでは軽微な影響で済んでいたが、今後は、さらなる技術の進歩やカナダを取り巻く世界状況の急激な変化に伴い、カナダの SMEs だけが会計不正のリスクに無関心でいられることはありえないであろう。従って、2011 年のスタンスをさらに発展させ、カナダにおいて、大規模企業は他国を見据え継続して、SMEs はもっと具体的かつ迅速に会計不正に対する自主的対応を促すような取り組みを行うことが求められる。本稿第Ⅲ節の終わりに記述したように、SMEs に適した不正防止策、不正発見、そして不正に対応する会社の能力の間のバランスを取ったカナダの SMEs 独自の企業会計不正問題に対応する新たなシステムの構築という CGA—カナダの主張は急ぎ進められるべきと考える。このような動きは、カナダ独自といいながらも、国際的な展望と何ら変わらないものではないだろうか。

我が国の SMEs の会計不正も、現在までもほとんど問題視されることはないが、リーマンショック以降、その技術力でもってグローバルな活躍を見せる中小規模企業が少なくない現在、カナダにおける SMEs 対応の新たなシステムの構築は大いに参考になると思われ、早い構築が待たれるのである。

参考文献

- ・ CICA, “Audit Committee”, <http://www.cica.ca>.
- ・ Maureen J.Sabia and James L.Goodfellow “Integrity in the Spotlight Audit Committees in a High Risk World”CICA,2005. Chapter 5.
- ・ Mike Haris, “Achieving audit committee effectiveness”CAmagazine.co.,Jan/Feb 2006.